

積算基準及び歩掛表(その1)

工 種 名	I-2-①-2	I-2-①-2
-------	---------	---------

3. 労 務 費	旧	新
<p>労務費は、工事を施工するに必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 所要人員 所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものとする。</p> <p>(2) 労務賃金 労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「設計単価表」の労務単価等を使用するものとする。 基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。</p> <p>(3) 夜間工事の労務単価 次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。</p> <p>1) 通常勤務すべき時間帯(8h~17h)を越えて、作業を計画する場合は以下とする。 (イ) 深夜時間(22h~5h)については、深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)とする。 (ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯(8h~17h)を超えた時間帯は時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25)とする。 なお、休憩は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。</p> <p>2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間(実働時間8h+休憩時間1h)内は、基準額とする。その内、深夜部分(22h~5h)にかかる時間帯は、深夜割増し(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。 ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を越える場合は、時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25)、及び深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)を加算する。【例-1】、【例-2】</p> <p>3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯(8h~17h)をはずして作業を計画する場合は、次による。【例-3】 (イ) 所定労働時間内で17h~20h及び、6h~8hにかかる時間帯は、基準額とする。 (ロ) 所定労働時間内で20h~6hにかかる時間帯は基準額に1.5を乗ずる。 ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を越えた時間帯については、前の1)項による。</p> <p>【例-1】</p> <p>α : 構成比 : 休憩</p> <p>【例-2】</p> <p>α : 構成比 : 休憩</p> <p>【例-3】</p> <p>α : 構成比 : 休憩</p> <p style="text-align: center;">※構成比(職種別割増対象賃金比)は「設計単価表」を参照。</p>		
I-2-①-2		I-2-①-2

3. 労 務 費	旧	新
<p>労務費は、工事を施工するに必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 所要人員 所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものとする。</p> <p>(2) 労務賃金 労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「設計単価表」の労務単価等を使用するものとする。 基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。</p> <p>(3) 夜間工事の労務単価 次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。</p> <p>1) 通常勤務すべき時間帯(8h~17h)を越えて、作業を計画する場合は以下とする。 (イ) 深夜時間(22h~5h)については、深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)とする。 (ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯(8h~17h)を超えた時間帯は時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25)とする。 なお、休憩は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。</p> <p>2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間(実働時間8h+休憩時間1h)内は、基準額とする。その内、深夜部分(22h~5h)にかかる時間帯は、深夜割増し(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。 ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を越える場合は、時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25)、及び深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)を加算する。【例-1】、【例-2】</p> <p>3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯(8h~17h)をはずして作業を計画する場合は、次による。【例-3】 (イ) 所定労働時間内で17h~20h及び、6h~8hにかかる時間帯は、基準額とする。 (ロ) 所定労働時間内で20h~6hにかかる時間帯は基準額に1.5を乗ずる。 ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を越えた時間帯については、前の1)項による。</p> <p>(4) 休日作業の労務単価 緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合は、休日割増(基準額×割増対象賃金比×1.35)を計上するものとする。 法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。</p> <p>【例-1】</p> <p>α : 構成比 : 休憩</p> <p>【例-2】</p> <p>α : 構成比 : 休憩</p> <p>【例-3】</p> <p>α : 構成比 : 休憩</p> <p style="text-align: center;">※構成比(職種別割増対象賃金比)は「設計単価表」を参照。</p>		
I-2-①-2		I-2-①-2

積算基準及び歩掛表(その1)

工種名

I-2-②-6 の表-2

旧

新

表-2 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工程区分	対象		
大都市	鋼橋架設工事	名古屋市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	2
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	3
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	舗装工事			
一般交通影響有り(1)	全ての工程(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外。)	1.3	4
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工程区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6
山間僻地及び離島	全ての工程(※)	人事委員会規則における特勤手当・へき手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	7

※ コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

表-2 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工程区分	対象		
大都市	鋼橋架設工事	名古屋市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	1
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
市街地(DID補正)	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
一般交通影響有り(1)	橋梁保全工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.4	2
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
一般交通影響有り(2)	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	5
	橋梁保全工事			
	鋼橋架設工事			
市街地(DID補正)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	3
一般交通影響有り(1)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工程(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.3	4
一般交通影響有り(2)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工程(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	5
市街地(DID補正)	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工程(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6
山間僻地及び離島	全ての工程(※)	人事委員会規則における特勤手当・僻地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	7

※ コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

積算基準及び歩掛表(その1)

工種名

I-2-②-27 の表-3

旧

新

表-3 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市	鋼橋架設工事	名古屋市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	2
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外。)	1.1	3
一般交通影響有り(2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)	1.1	4
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事委員会規則における特地勤務手当・僻地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6

※ コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

表-3 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市	鋼橋架設工事	名古屋市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
市街地(DID補正)	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(1)	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.2	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(2)	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地(DID補正)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
一般交通影響有り(1)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.1	4
一般交通影響有り(2)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)	1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事委員会規則における特地勤務手当・僻地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6

※ コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

積算基準及び歩掛表(その1)

工種名

I-2-②-30

旧

新

別表第2 現場管理費率
第1表

工種区分	対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
河川工事		43.20	1,270.0	-0.2145	14.90
河川・道路構造物工事		42.50	457.7	-0.1508	20.11
海岸工事		27.72	113.6	-0.0895	17.78
道路改良工事		33.65	86.9	-0.0602	24.96
鋼橋架設工事		48.12	302.3	-0.1166	26.98
P C 橋工事		30.73	120.5	-0.0867	19.98
舗装工事		40.32	667.7	-0.1781	16.66
砂防・地すべり等工事		45.49	1,362.7	-0.2157	15.60
公園工事		42.43	385.5	-0.1400	21.18
電線共同溝工事		60.30	2,406.6	-0.2339	18.89
情報ボックス工事		53.99	1,690.4	-0.2185	18.26

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		64.94	1,622.9	-0.2042	30.15

第3表

工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		59.78	628.9	-0.1622	31.69
河川維持工事		41.92	171.5	-0.0971	28.67

I-2-②-30

別表第2 現場管理費率
第1表

工種区分	対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
河川工事		43.43	1,276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事		42.54	458.2	-0.1508	20.13
海岸工事		27.79	113.9	-0.0895	17.82
道路改良工事		33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事		48.24	303.1	-0.1166	27.05
P C 橋工事		30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事		40.38	668.7	-0.1781	16.69
砂防・地すべり等工事		45.75	1,370.6	-0.2157	15.69
公園工事		42.63	387.3	-0.1400	21.28
電線共同溝工事		60.36	2,408.8	-0.2339	18.91
情報ボックス工事		54.04	1,692.0	-0.2185	18.28

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		64.97	1,623.7	-0.2042	30.16

第3表

工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		60.00	631.2	-0.1622	31.81
河川維持工事		42.12	172.3	-0.0971	28.81

I-2-②-30

積算基準及び歩掛表(その1)

工種名

I-2-②-31

旧

新

第4表

工種区分	適用区分	対象額		20億円を超えるもの	
		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		A	b		
共同溝等工事	(1)	49.99	397.3	-0.1286	25.29
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		44.93	219.8	-0.0985	26.66
下水道工事	(1)	34.44	56.4	-0.0306	29.29
	(2)	37.59	228.2	-0.1119	20.77
	(3)	32.26	52.4	-0.0301	27.50

第5表

工種区分	適用区分	対象額		50億円を超えるもの	
		3億円以下	3億円を超え50億円以下		
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		A	b		
コンクリートダム		22.90	332.0	-0.1370	15.57
フィルダム		33.52	184.6	-0.0874	26.21

(8) 算定式

$$J_o = A \cdot N p^b \quad \text{ただし、} J_o : \text{現場管理費率} (\%)$$

$$N p : \text{純工事費} (\text{円})$$

$$A, b : \text{変数値}$$

- (注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする
 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

I-2-②-31

第4表

工種区分	適用区分	対象額		20億円を超えるもの	
		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		A	b		
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66

第5表

工種区分	適用区分	対象額		50億円を超えるもの	
		3億円以下	3億円を超え50億円以下		
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		A	b		
コンクリートダム		22.92	333.0	-0.1371	15.59
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24

(8) 算定式

$$J_o = A \cdot N p^b \quad \text{ただし、} J_o : \text{現場管理費率} (\%)$$

$$N p : \text{純工事費} (\text{円})$$

$$A, b : \text{変数値}$$

- (注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする
 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

I-2-②-31

積算基準及び歩掛表(その1)

工 種 名

I-9-①-1

旧

新

第9章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算
(建地-I)

第9章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算
(建地-I)

① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について

1. 公共土木工事に於いて、下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することが出来ない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。

(1) 時間的制約条件

- 1) 現道の交通量の多い時間帯
- 2) 通勤・通学の時間帯
- 3) 公的な輸送機関(バス・鉄道等)のピークとなる時間帯
- 4) 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等

以上の時間帯を避けた施工を必要とする場合とする。

ただし、ある特定の日のみの制約(例:毎週○曜日のみ)を受ける場合は適用しない。

(2) 制約を受ける作業時間の適用範囲

制約を受ける作業時間については、4時間/日以上～7.5時間/日以下とする。

なお、制約を受ける作業時間が4時間/日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適性に積算するものとする。

(3) 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。

1) 作業時間の算出

拘束時間=作業終了時間-作業開始時間 (なお、標準拘束時間は9時間とする)

作業時間=拘束時間-1時間(休憩時間帯) (なお、標準作業時間は8時間とする)

2) 補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

注)「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間/日を超えて7.5時間/日以下をいう。

「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間/日以上～7時間/日以下をいう。

3) 設計労務単価の補正割増し

設計労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。

イ) 通常勤務すべき時間帯(8時～17時)内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価

設計労務単価=公共工事設計労務単価×補正割増し係数

ロ) 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯(8時～17時)を外して作業を行う場合の設計

労務単価(例-1, 例-2)

設計労務単価=[公共工事設計労務単価+割増し賃金]×補正割増し係数

I-9-①-1

① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について

1. 公共土木工事に於いて、下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することが出来ない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。

(1) 時間的制約条件

- 1) 現道の交通量の多い時間帯
- 2) 通勤・通学の時間帯
- 3) 公的な輸送機関(バス・鉄道等)のピークとなる時間帯
- 4) 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等

5) 山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等

1)～4)の時間帯を避けた施工を必要とする場合又は5)の制約を受ける場合とする。

ただし、ある特定の日のみの制約(例:毎週○曜日のみ)を受ける場合は適用しない。

(2) 制約を受ける作業時間の適用範囲

制約を受ける作業時間については、4時間/日以上～7.5時間/日以下とする。

なお、制約を受ける作業時間が4時間/日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適性に積算するものとする。

(3) 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。

1) 作業時間の算出

拘束時間=作業終了時間-作業開始時間 (なお、標準拘束時間は9時間とする)

作業時間=拘束時間-1時間(休憩時間帯) (なお、標準作業時間は8時間とする)

2) 補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

注)「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間/日を超えて7.5時間/日以下をいう。

「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間/日以上～7時間/日以下をいう。

3) 設計労務単価の補正割増し

設計労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。

イ) 通常勤務すべき時間帯(8時～17時)内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価

設計労務単価=公共工事設計労務単価×補正割増し係数

ロ) 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯(8時～17時)を外して作業を行う場合の設計

労務単価(例-1, 例-2)

設計労務単価=[公共工事設計労務単価+割増し賃金]×補正割増し係数

I-9-①-1

積算基準及び歩掛表(その3)

工 種 名

3-16-11

旧

新

(2) 引抜作業

引 抜 き 長 (m)	2以下	4以下	6以下	9以下	12以下
引抜き数量 (枚/日)	91	78	68	58	50
引 抜 き 長 (m)	15以下	19以下	23以下	25以下	—
引抜き数量 (枚/日)	43	38	33	30	—

注) 1. 上表は、広幅鋼矢板 (IIw、IIIw、IVw) 及びハット形鋼矢板 (10H、25H) には適用しない。
2. 鋼矢板、H形鋼を鉛直に吊り上げた状態で、鋼矢板等を切断する場合には、別途積算する。

2) 雑 材 料

雑材料は、溶接棒、導材 (ガイド) 賃料、敷鉄板賃料、電気溶接機損料、ウォータージェット併用施工用付属機器に関する経費 (配管バンドおよび溶接棒、電気溶接機損料、水中ポンプ損料、水槽および配管損料)、現場内小運搬に関する経費、電力に関する経費等の費用。

施 工 区 分	パイプロハンマ機種・規格	雑 材 料 率 (%)	
		普通・広幅 鋼 矢 板 H 形 鋼	ハット形 鋼 矢 板
パイプロハンマ単独打込	60kw	22	18
	90kw	30	24
ウォータージェット併用打込	60kw	22(26)	20(23)
	90kw	27(32)	23(27)
引 抜	60kw	19	—

注) 1. ウォータージェット併用打込における () 書きは、 $N_{max} < 50$ の場合で、転石等によりやむを得ず杭打ち用ウォータージェットを使用する必要が生じた場合。
2. 引抜の雑材料は、広幅鋼矢板には適用しない。

(2) 引抜作業

引 抜 き 長 (m)	2以下	4以下	6以下	9以下	12以下
引抜き数量 (枚/日)	91	78	68	58	50
引 抜 き 長 (m)	15以下	19以下	23以下	25以下	—
引抜き数量 (枚/日)	43	38	33	30	—

注) 1. 上表は、広幅鋼矢板 (IIw、IIIw、IVw) 及びハット形鋼矢板 (10H、25H) には適用しない。
2. 鋼矢板、H形鋼を鉛直に吊り上げた状態で、鋼矢板等を切断する場合には、別途積算する。

2) 雑 材 料

雑材料は、溶接棒、導材 (ガイド) 賃料、敷鉄板賃料、電気溶接機損料、ウォータージェット併用施工用付属機器に関する経費 (配管バンドおよび溶接棒、電気溶接機損料、水中ポンプ損料、水槽および配管損料)、現場内小運搬に関する経費、電力に関する経費等の費用。

施 工 区 分	パイプロハンマ機種・規格	雑 材 料 率 (%)	
		普通・広幅 鋼 矢 板 H 形 鋼	ハット形 鋼 矢 板
パイプロハンマ単独打込	60kw	19	16
	90kw	22	18
ウォータージェット併用打込	60kw	18(22)	16(19)
	90kw	20(24)	18(21)
引 抜	60kw	18	—

注) 1. ウォータージェット併用打込における () 書きは、 $N_{max} < 50$ の場合で、転石等によりやむを得ず杭打ち用ウォータージェットを使用する必要が生じた場合。
2. 引抜の雑材料は、広幅鋼矢板には適用しない。

<補足事項>

新旧改定表の以外の下記項目について、国土交通省より情報が提供され次第、改定予定。

令和2年4月1日単価適用日のものから適用する。(変更対応)

- (1) 工期と連動した間接工事費の設定
- (2) 墜落防止用器具（フルハーネス型）の原則化に伴う積算対応

<参考>

現在、国土交通省では令和2年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定作業が進められている。

令和2年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定 等

<http://www.mlit.go.jp/tec/koujisekisan.html>